# 予算審查特別委員会 第3号

## 令和6年3月13日(水曜日)

#### ○議事日程

- 1 議案第 4号 令和6年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 5号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 6号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 7号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
- 5 議案第 8号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計予算
- 6 議案第 9号 令和6年度古平町簡易水道事業会計予算
- 7 議案第10号 令和6年度古平町公共下水道事業会計予算

# ○出席委員(9名)

	1番	工	藤	澄	男	君	$2^{rac{1}{4}}$	番	寶	福	勝	哉	君
	3番	中	村	光	広	君	$4^{rac{1}{4}}$	番	髙	野	俊	和	君
	5番	真	貝	政	昭	君	6 7	番	梅	野	史	朗	君
	7番	堀	澤	理	恵	君	9 1	番	佐	藤	未知時		君
1	0番	堀			清	君							

## ○欠席委員(1名)

8番 山口 明生 君

### ○出席説明員

町			長	成	田	昭	彦	君
副	田	Ţ	長	奥	Щ		均	君
教	킽	Ĩ	長	三	浦	史	洋	君
総	務	課	長	細	Ш	正	善	君
企	画	課	長	人	見	完	至	君
町	民	課	長	五十	- 嵐	満	美	君
保	健 福	祉 課	長	和	泉	康	子	君
産	業	課	長	岩	戸	真	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君
建	設 水	道 課	長	高	野	龍	治	君
会	計 管	第 理	者	関	口	央	昌	君
教	育	次	長	本	間	克	昭	君
町	立診療	所事務	長	細	Ш	武	彦	君

幼児センター所長 三 浦 卓 也 君 松 浦 亮 介 君 総 務 係 長 学 湯 浅 財 政 係 長 君

# ○出席事務局職員

 事 務 局 長
 白 岩
 豊 君

 議事係兼総務係
 澁 谷 久 美 君

**〇議会事務局長(白岩 豊君)** それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま委員9名が出席されております。山口委員長につきましては、自宅療養中のため欠席との連絡が入っております。したがって、委員会条例第9条第1項の規定により髙野副委員長が委員長の職務を行います。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。 以上です。

#### ◎開議の宣告

**〇副委員長(高野俊和君)** ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

これより本日の会議を開きます。

#### ◎議案第4号ないし議案第10号

**○副委員長(高野俊和君)** 昨日は一般会計までの質疑が終わっておりますので、今日は国民健康 保険事業特別会計から始めます。

それでは、令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。予算書208ページ から227ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

- **〇10番(堀 清君)** 自分とすれば毎回言っていることなのですけれども、今年も滞納金等々を広域のほうに委託して徴収してもらっているという計画がなされておりました。そういう中で、今年度の金額はどれほどなのか、それと該当者は何名なのか、それをまず説明願います。
- 〇町民課長(五十嵐満美君) 令和5年度の数字になりますが、令和5年度で広域連合に引き継いでいる国民健康保険税部分でいいますと4名の方、金額は123万円ほどとなっております。
- **〇10番(堀 清君)** これは税の滞納金の徴収の手数料だと思うのですけれども、昨日の時点で一般会計のほうから手数料として140万ほどの手数料が計上されていたのですけれども、これから持っていくと別な形の滞納金も結構あると思うのですけれども、そこら辺は答弁はできますか。
- **〇町民課長(五十嵐満美君)** すみません。手数料が何のことをおっしゃっているのかちょっと分からなかったのですが、滞納につきましては予算ベースでいきますと、予算額に載っております滞納繰越分の金額、これが現状から計算して来年度これぐらいを見込んでということの滞納繰越分になりますので、この滞納繰越分と書かれているものを計算していただくと総体で来年度の滞納繰越分の金額となります。
- **〇10番(堀 清君)** この手数料というのは広域のほうに回収してもらったときの手数料と自分は捉えているのですけれども、そこら辺は間違った形ですか。
- **〇町民課長(五十嵐満美君)** 手数料といいますか、広域連合に負担金という形で、収納の対策分として負担金の中には含まれております。その内訳については今手元にございません。

- **○10番(堀 清君)** 今国保のほうで4名という方が出されましたけれども、この方というのは令和4年度も同一の方だったのですか。個人情報のこともありますから、答弁できる範囲で結構ですので。
- **〇町民課長(五十嵐満美君)** 令和5年以前から引き継いでいる方もいらっしゃいますし、新規で入った方もいらっしゃいます。
- **○5番(真貝政昭君)** 後期高齢の保険料が上がるということで国保の支援のほう、後期高齢への 支援ということで変動があるのかどうか。変動です。ちょっとかいつまんで分かりやすく説明でき ればお願いしたいなと。
- **〇町民課長(五十嵐満美君)** 後期の保険料につきましては上がるのは来年度から、2年ごとに変えられますので、来年度も上がりますけれども、国保で影響している後期支援分につきましては説明できる資料今持ち合わせておりません。明確にこういう金額が影響出ますというのを計算できないかと思います。
- **〇5番(真貝政昭君)** 後期高齢が上がるのは来年度ということなのだけれども、令和7年度ということでしょうか。
- 〇町民課長(五十嵐満美君) 後期高齢者医療保険料は令和6年、7年分が上がります。2年ごとに後期高齢者医療保険料の見直しがありますので、令和6年度切替えの時期となります。
- **○5番(真貝政昭君)** 2年ごとということだね。各保険から後期高齢への支援ということで支出されますので、国保加入者それぞれいろいろな基準ありますでしょうけれども、大体国保に加入している方たちって全体でどれくらい上がるのかというのは分かりますか。後期高齢の保険料は大体5%台保険料が引上げというふうになりますので、どういうような形になるのかなと思って。国保の保険税の状況は説明資料では90、91ページというふうに出ているのですけれども、ここでもおよそ察することはできないでしょうか。
- **〇町民課長(五十嵐満美君)** 国民健康保険税との関係でいいますと、古平町の国保税が変わるわけではありませんので、後期に支援する分、国全体といいますか、仕組みでいいますと道から出る分ですとか各共済、社会保険から出る分ですとか様々な分で支援金が出ていますので、そちらのほうで負担率が上がるところもあると思いますけれども、古平町の国保に関しては来年度は見直しの予定はしておりませんので、支援金が上がることに対して後期の保険料に対しての影響額はちょっと計算はできません。
- ○5番(真貝政昭君) 説明資料の算定額というところ、表を見ています。それで、賦課割合が応益と応能で出ていますけれども、これの見方なのですけれども、国の指導方針というか、応能と応益を五分五分にせよということでかなり以前からそういう方向が打ち出されて、これを見ますと平成30年度で約五分五分という状況が続いてきました。令和5年度、それから新年度予算の6年度で若干応能のほうが多くなって、そして応益のほうが少なくなっています。これの理由なのですけれども、保険医団体のほうの資料で7割、5割、2割の軽減措置の方たちがいますけれども、7割軽減の方たちの古平町の状況が近隣の町村に比べて非常に多いという数字が出ています。応能のほうが多くなって応益が少なくなっていっているのは、この7割、5割、2割軽減の方たちの人数が多

くなってきているというふうに捉えてよろしいでしょうか。

- 〇町民課長(五十嵐満美君) 応能、応益割合ですが、真貝委員おっしゃったとおり50・50が理想の数字ではあります。平成21年度から古平町、国保税の税率変えておりませんが、21年当初この税率を変えるに当たったときには50・50になるように設定したかと思われます。それ以降変わっておりませんので、毎年賦課をした段階で各世帯の所得の状況に応じて賦課割合変わってきますので、一概に7割の人が多いからとか5割の人が多いからとかということではないかと思います。
- **○5番(真貝政昭君)** 私の主張は応能を増やして応益のほうを少なくしろという、そういう立場に立っていますので、そういう点からどういう状況なのかということをお聞きしました。

それから、国保の助成金の件で出産に対しての助成が上がりましたよね。あれ令和何年度からで したか。現在の金額とそれ以前の金額分かりますか。

- **〇町民課長(五十嵐満美君)** 令和5年4月1日で切り替わっておりまして、それ以前は42万円、5年度については50万円です。
- **○5番(真貝政昭君)** 実態についてはこれ以内に収まっている状況なのでしょうか。50にしたという算定根拠が出ていると思うのですけれども、実際はどういう実態なのかというのは分かりますか。
- **〇町民課長(五十嵐満美君)** 国保の出産者、この二、三年おりませんので、実態、届出のときに確認はしておりませんし、実際出産する方いろんな産院ですると思いますので、そこそこで金額は変わってくるかと思いますが、実態の調査は行ってはおりません。
- ○副委員長(髙野俊和君) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○副委員長(高野俊和君)** ないようですので、これで令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を終わります。

次に、令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。258ページから277ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

- **〇5番(真貝政昭君)** 先ほども聞きましたけれども、後期高齢の保険料の引上げが5%台という ふうに伺っています。それで、かいつまんで基本保険料が幾らで、どれくらい引上げになったかと いうことは分かりますか。
- **〇町民課長(五十嵐満美君)** 説明資料の97ページ中段です。料率書かれております。 4 年度、 5 年度につきましては 5 万1,892円、令和 6 年度につきましては 5 万2,953円で1,061円の金額増となっております。
- ○5番(真貝政昭君) その下のほうに均等割の軽減者の表がありますけれども、9割軽減者、それから8.5、5割、2割となっています。これの収入、年金生活者がほとんどですけれども、年金収入の額でこの区分けというのは今説明できないかもしれませんけれども、あるのでしょうか。
- **〇町民課長(五十嵐満美君)** 今日持ち合わせた資料には……持ってきておりません。
- **〇5番(真貝政昭君)** 目安というのは一覧表は国のほうから示されていると思うのですけれども、 それを見た記憶はありますか。

- **〇町民課長(五十嵐満美君)** 窓口にも備え付けておりますが、医療保険制度のパンフレットございます。この中にある程度詳しく載っております。
- **○5番(真貝政昭君)** かつての町長が後期高齢が始まったときにおっしゃっていたのは、とめどもなく保険料は上がっていく、そういう仕組みだというふうにおっしゃっていました。この資料を見ましても、2年ごとに改定される額なのですけれども、上がっています。新聞報道では後期高齢が始まったときに、グラフでいいますと右肩上がりに上がっていくのではなくて放物線状に上がっていくというふうに示された資料がありました。後期高齢の会議とかに出ていると思うのですけれども、保険料の引上げの上がり具合なのですけれども、どのようにお役所のほうでは説明されていますか。
- **○町民課長(五十嵐満美君)** 申し訳ありません。後期高齢者医療広域連合の会議がまず特別頻繁 にやっているわけではありませんし、実務は私やっておりませんので、会議に出ることはないです。 国保のほうは広域連合の加入ということで課長会議等あるのですが、後期高齢者医療広域連合についてはそういう課長会議等ありませんし、資料その都度送られてくるのを確認して状況を把握していることになります。
- **〇5番(真貝政昭君)** ちなみに、後期高齢の保険料は年金から引き落としの場合とそうでない徴収の場合ありますよね。それの数といいますか、それは分かりますか。
- 〇町民課長(五十嵐満美君) 令和5年の賦課のときの数になりますが、普徴は75人、特徴641人、 大体1割、9割の比率になります。
- ○副委員長(髙野俊和君) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○副委員長(高野俊和君)** ないようですので、これで令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計 予算の質疑を終わります。

それでは次に、令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の質疑を行います。306ページから323ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

- **○5番(真貝政昭君)** 古平町が関わっている介護の関係で働いている方がいらっしゃいます。介護保険関係の関係は、医療もそうですけれども、国が統制していて、そしてそれに基づいて働いている方たちの給料が決まっていくような仕掛けになっています。それで、新年度に当たって介護で働いている方たちの平均給与は一般的な労働者よりも7万円低いと、月です。それに対して国の方針は6,000円引き上げるというふうな方針が出ています。それで、町が関わっている介護で働く人たちの賃金の件なのですけれども、今年はどのように変化するのか伺います。
- **〇保健福祉課長(和泉康子君)** このサービス勘定に対する介護職員ということだと思うのですけれども、こちらのほうはデイサービスだとかいろいろ、正職員、パート、臨時というところでありますが、先ほどの7万円の根拠という部分は分からないのですけれども、基本的に低いとされている部分は処遇改善ということで給付費に各事業所が上乗せしまして、その額を職員に分配するという方式で処遇改善手当というのを出しております。ということですので、直接入っている分については昨日で説明ありましたけれども、病院の介護医療院の賃金も相場よりも若干高めということも

ありましたし、うちの社協なりのサービス事業所の正職員につきましては通常の相場よりも若干高いと。ただ、パートさんに関しては幾ら上げたかということになりますと、最賃が今回40円上がっていますので、ベースの40円プラス年度ごとにちょっとずつ昇給するということなので、雇用体系によって低い方とぎりぎりの方ということですので、介護職員としてほかの事業所と比較したときには遜色ないと思っております。

○副委員長(髙野俊和君) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○副委員長(高野俊和君)** ないようですので、これで令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の質疑を終わります。

それでは次に、令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計予算の質疑を行います。352ページから373ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○副委員長(高野俊和君)** ないようですので、これで令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計予算の質疑を終わります。

それでは次に、令和6年度古平町簡易水道事業会計予算の質疑を行います。別冊、古平町公営企業会計予算書の3ページから23ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○副委員長(高野俊和君)** ないようですので、これで令和6年度古平町簡易水道事業会計予算の 質疑を終わります。

それでは次に、令和6年度古平町公共下水道事業会計予算の質疑を行います。古平町公営企業会計予算書の27ページから47ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○副委員長(高野俊和君)** ないようですので、これで令和6年度古平町公共下水道事業会計予算 の質疑を終わります。

これをもちまして令和6年度古平町各会計予算の質疑は全て終了しました。

これから令和6年度古平町各会計予算について一括で採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇副委員長(髙野俊和君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました令和6年度古平町各会計予算については、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

◎閉会の宣告

**〇副委員長(髙野俊和君)** 以上をもちまして本委員会に付託されました案件は全て終了いたしま

した。

会議を閉じます。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時19分